

浪江都市計画道路の変更（浪江町決定）

都市計画道路中 3・5・3 号駅前上川原線を廃止し、3・4・1 号駅前西台線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅 員	地表式の 区間にお ける鉄道 等との交 差の構造	
幹線 街路	3・4・1	駅前 西台線	浪江町 大字権現 堂字塚越	浪江町 大字西台 字坂下	国道 114 号	約 970m	地表式	—	16m	幹線街路と 平面交差 4箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

本地区は、原子力災害対策特別措置法の規定により町域の約 8 割が避難指示区域に指定、平成 29 年 3 月に避難指示が解除された浪江町の中心市街地において、町の顔である浪江駅周辺に、誰もが住みやすい快適な暮らしや商業機能の活性化、にぎわいの回復等の拠点となる市街地を先導的に形成し、中心市街地全体の復興及び再生を促進するため、令和 3 年 12 月に一団地の復興再生拠点市街地形成施設（浪江駅周辺整備事業）が決定されました。

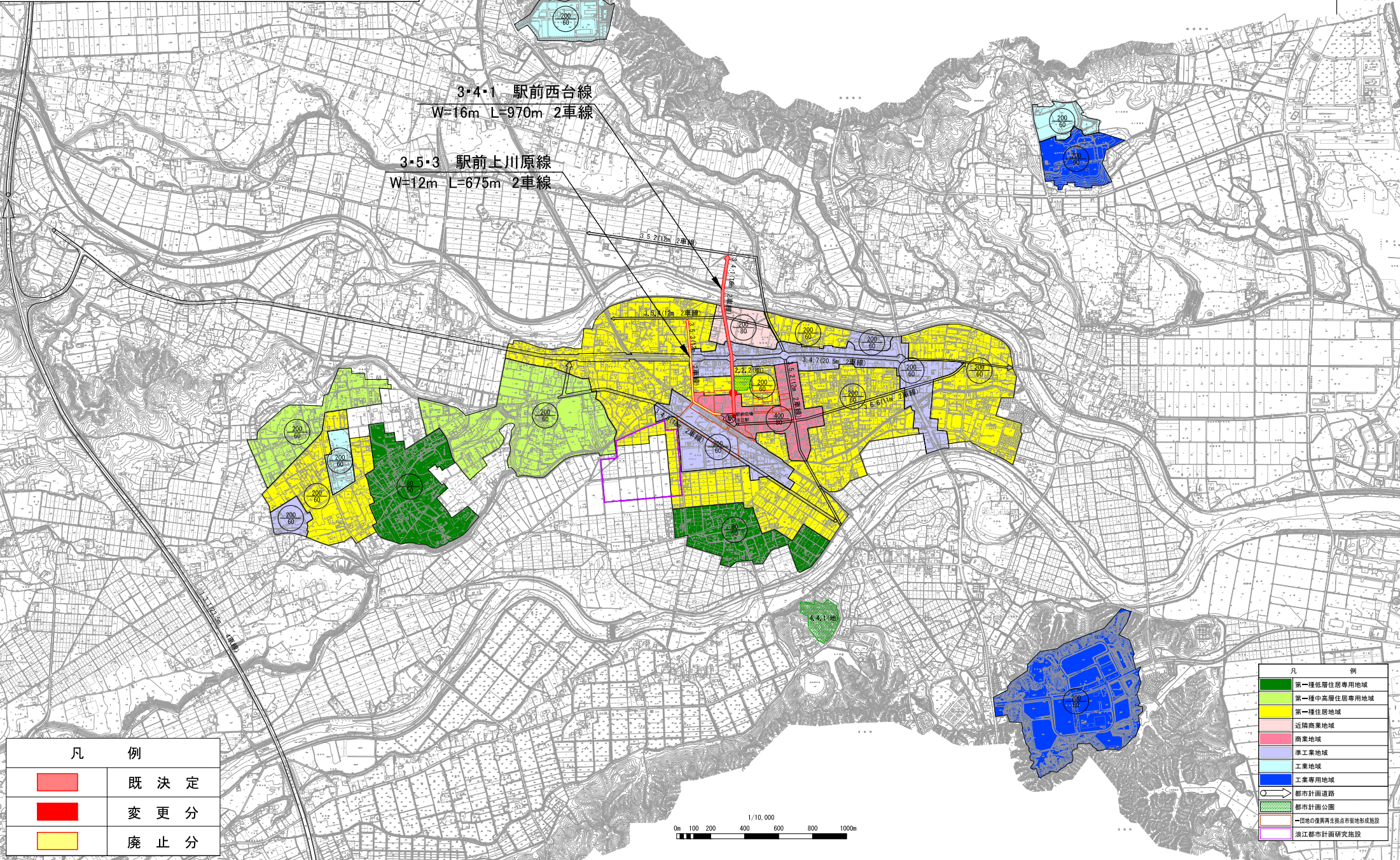
今般、浪江駅周辺整備事業における警察との協議を踏まえ、駅前交差点の形状がラウンドアバウトに決定されました。また、土地利用計画における駅前広場の位置変更に伴い、当該広場に道路を接続させるため、道路の延長が必要となりました。これらの一団地の変更との整合を図るため、都市計画道路 3・4・1 号駅前西台線の交差点形状をラウンドアバウトとし、あわせて起点の位置を変更しようとするものです。

また、浪江駅周辺整備事業により、国道 114 号から駅西側への主要動線が都市計画道路 3・4・1 号駅前西台線となることから、都市計画道路 3・5・3 号駅前上川原線は周辺住宅等の生活道路となるため、都市計画道路 3・5・3 号駅前上川原線を廃止しようとするものです。

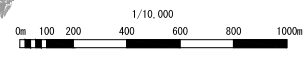
浪江都市計画

都市計画道路 3・4・1 駅前西台線

3・5・3 駅前上川原線 総括図



凡 例	
	既 決 定
	変 更 分
	廃 止 分

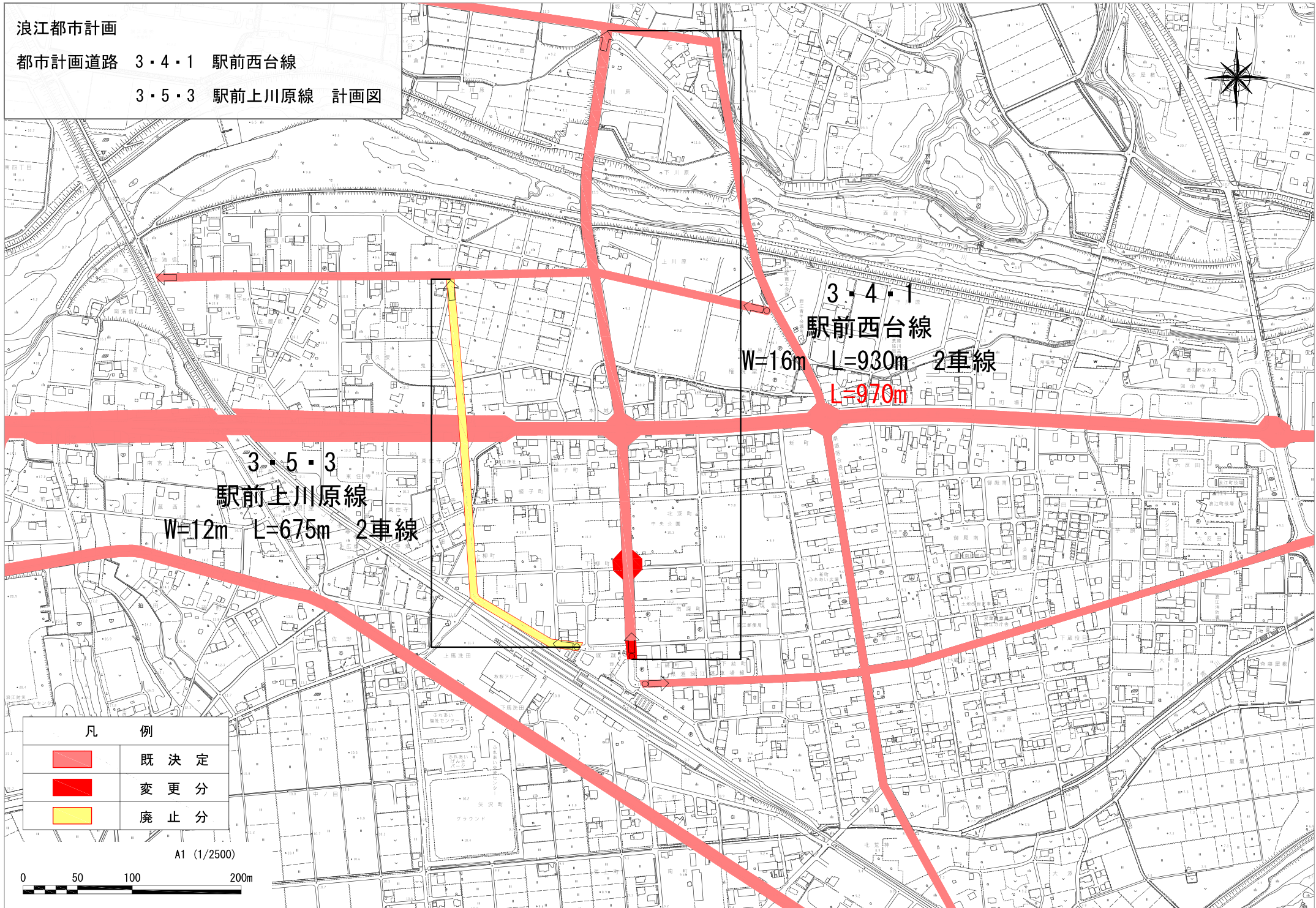


凡 例	
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	都市計画道路
	都市計画線
	一帯地の復興再生拠点市街地形成施設
	浪江都市計画研究施設

浪江都市計画

都市計画道路 3・4・1 駅前西台線

3・5・3 駅前上川原線 計画図



3・4・1
駅前西台線
W=16m L=930m 2車線
L=970m

3・5・3
駅前上川原線
W=12m L=675m 2車線

凡 例	
	既定
	変更分
	廃止分

A1 (1/2500)

0 50 100 200m